

平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。

平成24年度健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	説明
%	%	%	%	括弧内の数値は、 早期健全化基準 の数値を表す。
- (11.25)	- (16.25)	18.4 (25.0)	180.7 (350.0)	

平成24年度資金不足比率

特別会計の区分及び名称		資金不足比率
法適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計	水道事業会計	-
法非適用企業（宅地造成事業のみを行うものを除く。）に係る特別会計	下水道事業特別会計	-
	中央卸売市場事業特別会計	-
	国民宿舎運営事業特別会計	457.7
	農業集落排水事業特別会計	-
宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計	産業立地推進事業特別会計	-

経営健全化基準は20% 平成24年度からの利用料金制導入に伴うもの（参考 従来の算式による資金不足比率 266.0%）